

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第132号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成24年7月10日（火） 15時23分ごろ
発生場所	千葉県富津市金谷港南西方沖 金谷港第1防波堤灯台から真方位236° 1,570m付近 （概位 北緯35°09.4′ 東経139°48.3′）
事故等調査の経過	平成24年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート さくら、16トン
船舶番号、船舶所有者等	273-7688東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 側張りロープ及び同補強ロープ損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗船し、千葉県鋸南町保田漁港を出港して同町明鐘岬付近から北西進中、金谷港南西方沖の定置網設置区域に接近し、平成24年7月10日15時23分ごろ天羽漁業協同組合設置の定置網に乗り揚げた。 本船は、天羽漁業協同組合所属の漁船の支援により離脱した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、金谷港南西方沖の航行経験が約6～7回あり、定置網が設置されていることを知っていた。 船長は、定置網設置区域から余り離れていない場所を航行していると思っていた。 本船は、GPSを設備していたが、海図を備えていなかった。 定置網は、標識として黄色の浮標が設置され、黒色及び黄色のぼんでんが多数取り付けられていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金谷港南西方沖を航行中、定置網設置区域に接近して航行したことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、金谷港南西方沖を航行中、定置網設置区域に接

	近して航行したため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定置網設置区域を確かめ、同区域に接近しないよう、船位を確認して航行すること。</li></ul>